

○多賀町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

平成18年3月1日

教委要綱第1号

改正 平成19年6月25日教委要綱第1号

平成21年2月20日教委要綱第1号

(目的)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難な学齢児童生徒に対して必要な援助を行い、もって義務教育の円滑な実施を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 就学援助を受けることのできる者は、小学校および中学校に在籍する児童生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で本町に住所を有する保護者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助を受けている世帯の児童および生徒（以下「要保護児童生徒」という。）
- (2) 就学援助を受けようとする世帯に属する全ての者が地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項により町民税が非課税である者または地方税法第323条に基づく多賀町税条例により町民税が減免されている者である世帯
- (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定に基づく児童扶養手当の受給世帯
- (4) 就学援助の申請をしようとする年の前年の世帯の収入の年額が、生活保護法による世帯の需要の年額の1.2倍以下であって、学資の支弁が困難と認められる世帯
(就学援助の対象および支給額)

第3条 就学援助の対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、第1号から第3号まで、および第5号から第7号に規定する就学援助は、要保護児童生徒の保護者を除く。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費（第1学年の児童および生徒を除く。）
- (3) 新入学児童・生徒学用品費（第1学年の児童および生徒に限る。）
- (4) 修学旅行費
- (5) 校外活動費
- (6) 学校給食費
- (7) 医療費

2 就学援助費の支給額は、別表のとおりとする。ただし、年度途中において認定された者は、年間における支給額を月額に計算した後、その認定月数を乗じて計算した額とする。

(申請)

第4条 就学援助を受けようとする者は、年度ごとに所定の申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添付のうえ、児童または生徒の在学する学校の校長(以下「学校長」という。)を通じて教育長に提出するものとする。

(1) 源泉徴収票、課税証明書その他所得がわかる書類

(2) その他教育長が必要と認める書類

(認定)

第5条 教育長は、提出された申請書を審査のうえ、要保護児童生徒または準要保護児童生徒の認定の適否を決定し、学校長を通じて、認定(別記様式第2号)、認定却下(別記様式第3号)の旨を保護者に通知する。

2 教育長は、前項の規定による認定を行うにあたり、必要があるときは、学校長、民生委員・児童委員の意見を聞くことができる。

(支給)

第6条 前条により認定を受けた児童および生徒の保護者に対して、第3条の各号に規定する就学援助費を学期ごとに支給する。ただし、必要に応じ、請求および受領について委任を受けた学校長に支払うことができる。また、医療費については、医療機関等の請求に基づき医療機関に支払うことができる。

(認定の取り消し)

第7条 教育長は、就学援助を受けている児童生徒が死亡、就学猶予もしくは免除その他の理由により援助を要しなくなったとき、またはその保護者が第2条に定める資格を失ったときは、認定を取り消すものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に教育長が定める。

付 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年度の就学援助費から適用する。

付 則(平成19年6月25日教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

付 則(平成21年2月20日教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

別表（第3条関係）

就学援助費（年額）

支給費目	小学校	中学校	
学用品費	11,100円	21,700円	
通学用品費	2,170円	2,170円	小中とも第1学年は対象外
新入学児童生徒学用品費等	19,900円	22,900円	新1年生で4月認定者のみ
校外活動費（宿泊を伴わないもの）	1,510円	2,180円	遠足等の交通費、見学料
修学旅行費	対象経費額 (20,600円限度)	対象経費額 (55,900円限度)	
学校給食費	実額	実額	
医療費	実額	実額	学校病に関する治療費

別記様式第1号(第4条関係)

要保護・準要保護児童生徒就学援助費支給申請書

年 月 日

多賀町教育委員会 様

保護者 住所 多賀町
氏名
(電話番号

印
)

年度において就学援助費の支給を受けたいので、多賀町要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象児童生徒	学校・学年		学校	学年	氏名	フリガナ	
	続柄	氏名	生年月日	性別	生年月日	年 月 日生(男・女)	
家族欄 (同一世帯全員)					職業または学校名 (4月1日現在学年記入)	勤務先	収入の有無
住宅の形態		種類	1 持家 2 借家 3 借間 4 町営住宅				
		家賃(月額)					
健康保険の種類		1 社会保険 2 国民健康保険 3 共済組合 4 その他()					
就学援助を必要とする理由(できるだけ詳しく書いてください。)							

- (注)1 各欄は必ず記入し、該当する箇所を○で囲んでください。(裏面も必ず記入のこと。)
- 2 同一世帯で所得のある方全員の前年の源泉徴収票を添付してください。
- 3 本申請書は、学校教育法第19条に基づく援助事務に利用するものであり、その他の業務に利用することはありません。

あなたは下記のどの項目に該当しますか。該当する番号を○で囲み、記入を要する箇所は必要事項を記入してください。また、1～7に該当する方は、それを証明する書類の写しを添付してください。

記

- 1 現在、生活保護を受けている。
- 2 過去に生活保護を受けていた。
(受けていた期間 年 月 ～ 年 月)
- 3 町民税が非課税である。
- 4 町民税の減免を受けている。または受けていた。
(受けていた期間 年 月 ～ 年 月)
- 5 国民年金保険料の減免を受けている。または受けていた。
(受けていた期間 年 月 ～ 年 月)
- 6 国民健康保険料の減免を受けている。または受けていた。
(受けていた期間 年 月 ～ 年 月)
- 7 児童扶養手当の支給を受けている。または受けていた。
(受けていた期間 年 月 ～ 年 月)
- 8 現在離職中で、公共職業安定所に求職の申込みをしている。
- 9 生活状態が悪い。
(理由)

様式第2号(第5条関係)

要保護・準要保護児童生徒認定通知および就学援助費支給計画書

貴方様の 様を、 年度要保護および準要保護児童生徒として認定しましたので通知します。

なお、就学援助費の支給は、下記の計画表のとおり予定しています。

記

内 訳	支給予定学期・支給予定額(円)				備 考
	第1学期	第2学期	第3学期	合計	
学用品費					
通学用品費					
新入学児童生徒学用品費					
修学旅行費					実費金額を支給 (記載金額は上限)
校外活動費					実費金額を支給 (記載金額は上限)
学校給食費					実費金額を支給
医療費	学校病(トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・濃痂疹・中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病等)に関する治療費				

年 月 日

保護者 様

多賀町教育委員会

様式第3号(第5条関係)

要保護・準要保護児童生徒認定申請の却下通知書

さきに貴方様がされました、年度要保護および準要保護児童生徒就学援助費支給申請について、教育委員会で慎重に審査した結果、貴方様の様は、下記の理由により、要保護および準要保護児童生徒として認定できませんので通知します。

記

却下理由

年 月 日

保護者 様

多賀町教育委員会

別記様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第5条関係）

様式第3号（第5条関係）